

川越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年1月29日

川越市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

川越市農業委員会は、地域の実情に応じた取り組みを推進し、特色を活かしながら活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、「農地等の利用の最適化」を一体的に進めていくための指針として、各項目に対する目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成30年4月)	3,292.5ha	32.5ha	1.0%
3年後の目標 (平成33年3月)	3,269.1ha	29.1ha	0.9%
目 標 (平成36年3月)	3,238.8ha	28.8ha	0.9%

【目標設定の考え方】

単年度の解消目標とする面積を「目標及びその達成に向けた活動計画」に定め、遊休農地の割合は、法第17条第1項第2号及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号。)第7条第1項第1号に基づき「農地等の利用の効率化及び高度化が図られている基準は、区域内の農地の遊休農地率が100分の1以下である。」に準じて、1%以下を目指す。

注:管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」の耕地面積と農地の利用状況調査により把握した遊休農地の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の推進方法

- ① 農業委員と推進委員が連携し、農地利用状況調査及び農地利用意向調査を実施する。
- ② 農地パトロールなどの現場活動は、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施し、遊休農地等の早期発見・防止に努める。
- ③ 農地所有者の意向を把握し、農地の利用関係の調整に努める。

- ④ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ⑤ 利用意向調査の結果を踏まえ、関係機関等と連携を図り、農地中間管理機構の活用を促進する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成30年4月)	3,260ha	539.1ha	16.5%
3年後の目標 (平成33年3月)	3,240ha	939.1ha	29.0%
目 標 (平成36年3月)	3,210ha	1,540.8ha	48.0%

【目標設定の考え方】

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成26年10月川越市策定)に示す、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標に準じて、集積率48%を目指す。

注:管内の農地面積は、「耕地及び作付け面積統計」の耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

- ① 「人・農地プラン」などに関する地域の話し合い活動に積極的に参加し、地域農業者の意向や農地の情報等の把握に努める。
- ② 認定農業者等の地域農業の中心となる経営体の育成・確保に努める。
- ③ 農業委員及び推進委員の現場活動等により把握した情報を活用し、関係機関等と連携を図り、農地の集約化のための利用調整を推進し、利用権設定や農地中間管理機構の活用を促進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

年間6経営体(個人5・法人1)

【目標設定の考え方】

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成26年10月川越市策定)に示す、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標に準じた数値としている。

(2) 新規参入の促進に向けた推進方法

県、市、農協等関係機関と連携を図り、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援し、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導する。